

【概 要】2008年漁業センサス（海面漁業調査）の調査結果

平成20年11月1日調査

1 海面漁業の基本構造

高知県の漁業経営体数は2,761、漁業就業者数は4,905、漁船の隻数は4,136で、前回調査(H15.11.1)と比べ、漁業経営体数が397減、漁業就業者数が919減、漁船の隻数が616減となっています。

第1表 海面漁業の基本構造

	平成20年	平成15年	増減率
漁業経営体数	2,761	3,158	△ 12.6
漁業就業者数	4,905	5,824	△ 15.8
漁船の隻数	4,136	4,752	△ 13.0

2 漁業経営体数

漁業経営体数は、昭和43年の6,275をピークとして、昭和63年以降、毎回減少しています。

小海区別に見た場合もおおむね同様の減少傾向にあり、前回調査と比べ、安芸海区113減、中土佐海区146減、幡多海区138減となっています。

第2表 小海区別経営体数

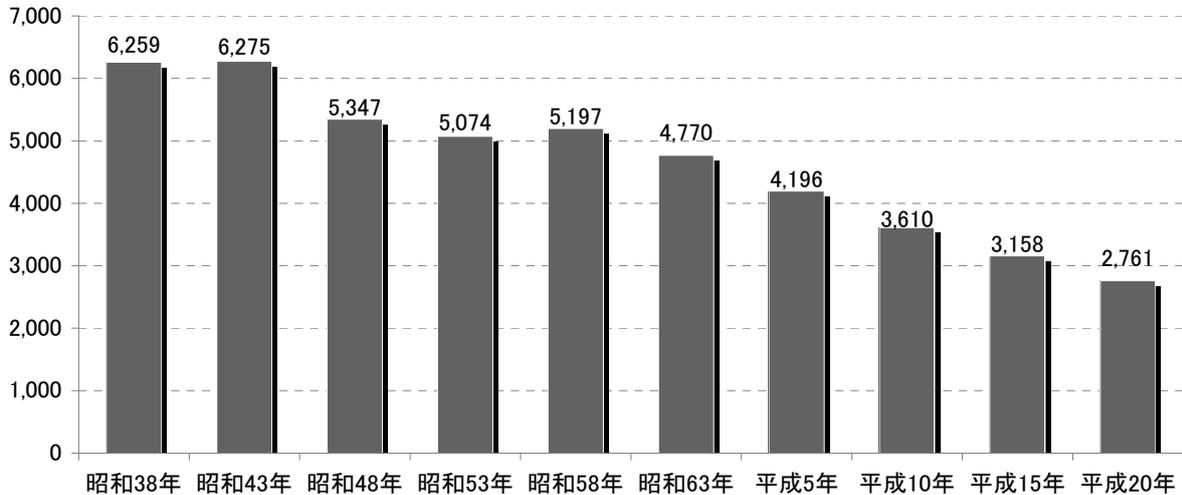
単位:経営体数

年次	経営体数	安芸海区	中土佐海区	幡多海区
平成5年	4,196	861	1,538	1,797
平成10年	3,610	725	1,355	1,530
平成15年	3,158	697	1,078	1,383
平成20年	2,761	584	932	1,245
前回調査からの増減率	△ 12.6	△ 16.2	△ 13.5	△ 10.0

注：安芸海区（東洋町から芸西村）、中土佐海区（香南市から四万十町）、幡多海区（黒潮町から宿毛市）

漁業経営体数の推移

単位:経営体数



(1) 漁業層別経営体

経営体数を沿岸及び沿岸以外の漁業層別にみると、前回調査と比べ、いずれも減少しています。沿岸漁業層では321減、沿岸以外の漁業層は76減となっています。

第3表 沿岸及び沿岸以外の漁業層別経営体数 単位:経営体数

漁業層	経営体数		構成比		増減率	
	平成20年	平成15年	平成20年	平成15年		
総数	2,761	3,158	100.0	100.0	△ 12.6	
内訳	沿岸漁業層	2,535	2,856	91.8	90.4	△ 11.2
	沿岸以外の漁業層	226	302	8.2	9.6	△ 25.2

注:1 沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力及び10ト未満の動力漁船使用、定置網、地引網及び海面養殖を行なっている各階層を総称したものをいう。

2 沿岸以外の漁業層とは、上記以外(10ト以上の動力漁船使用)の階層をいう。

(2) 組織別経営体

経営体数を組織別にみると、前回調査と比べ、個人経営体では400減、団体経営では、今回調査から対象外となった官公庁・学校・試験場を除いて比較すると、5増となっています。

第4表 経営組織別経営体数 単位:経営体数

経営組織	経営体数		構成比		増減率	
	平成20年	平成15年	平成20年	平成15年		
総数	2,761	3,158	100.0	100.0	△ 12.6	
個人経営	2,626	3,026	95.1	95.8	△ 13.2	
団体経営 (官公庁・学校・試験場除く)	135	130	4.9	4.1	3.8	
内訳	会社	78	70	2.8	2.2	11.4
	漁業協同組合	2	1	0.1	0.0	100.0
	漁業生産組合	1	1	0.0	0.0	0.0
	共同経営	54	58	2.0	1.8	△ 6.9
	官公庁・学校・試験場	-	2	-	0.1	-

注:前回調査の団体経営体数(130)は、官公庁・学校・試験場(2)を除いた数値です。

(3) 出荷先別経営体

出荷先別延べ経営体数をみると、漁業協同組合の市場又は荷さばき所が最も多く、77.9%の経営体が出荷先としています。前回は79.5%の経営体が出荷先としています。

第5表 出荷先別延べ経営体数(複数回答) 単位:経営体数

出荷先	漁協の市場 又は 荷さばき所	漁協以外の 卸売市場	流通業者・ 加工業者	小売業	生協	直売所	自家販売	その他
平成20年	2,152	283	370	139	2	33	159	160
平成15年	2,512	469	421	175	1	32	207	278
増減率	△14.3	△39.7	△12.1	△20.6	100.0	3.1	△23.2	△42.4

(4) 販売金額別経営体

漁獲物・収穫物の販売金額別の経営体数をみると、販売金額が5百万円未満の経営体は2,016（構成比73.0%）と全体の7割を占めています。1百万円未満の経営体は、前回調査と比べると101増加しています。販売金額が5千万円以上の経営体は、172（同6.2%）あります。

第6表 漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数

単位:経営体数

	1百万円 未満	1百万円 ～ 5百万円	5百万円 ～ 1千万円	1千万円 ～ 5千万円	5千万円 ～ 1億円	1億円 ～ 10億円	10億円 以上	計
平成20年	1,150	866	316	257	69	98	5	2,761
平成15年	1,049	1,230	366	324	69	116	4	3,158
増減率	9.6	△29.6	△13.7	△20.7	0	△15.5	25.0	△12.6

(5) 漁業種類別経営体

営んだ漁業種類別経営体数が全国の高順位にある漁業種類は、次のとおりです。

第7表 漁業種類別経営体数

単位:経営体数

漁業種類	高知県の経営体数	全国の経営体数	全国順位	構成比
沿岸かつお一本釣	186	767	1位	24.3
近海まぐろはえ縄	53	274	2位	19.3
中・小型まき網	88	626	2位	14.1

(6) 専業別経営体

個人経営体を専業別にみると、前回調査と比べ、専業は7増、兼業は407減で、兼業のうち漁業が主は269減、漁業が従は138減となっています。

第8表 専業別個人経営体数

単位:経営体数

専業区分	経営体数		構成比		増減率	
	平成20年	平成15年	平成20年	平成15年		
総数	2,626	3,026	100.0	100.0	△13.2	
専業	1,586	1,579	60.4	52.2	0.4	
兼業	1,040	1,447	39.6	47.8	△28.1	
内訳	漁業が主	591	860	22.5	28.4	△31.2
	漁業が従	449	587	17.1	19.4	△23.5

(7) 後継者別経営体

個人経営体を後継者の有無別にみると、後継者がいない経営体が86.2%を占めています。後継者がいる経営体は、前回調査に比べて144増加と好転しています。

第9表 後継者別経営体数

単位:経営体数

	平成20年	平成15年	増減率
後継者あり	363	219	65.8
後継者なし	2,263	2,807	△19.4
計	2,626	3,026	△13.2

3 漁業就業者数

漁業就業者数は、前回調査と比べ919人減となっています。就業者数を性別で見ると、男子就業者が全体の94%を占めています。

男子就業者を年齢別で見ると、40代で137人減、50代で521人減と働き盛りの年齢層が大幅に減少しています。

また、男子の60才以上が全体の47.0%を占めており、前回調査と同様に、就業者の中心が高齢の世代となっています。

今回調査より、新たに把握した新規就業者については、41人となっています。

注：新規就業者とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、
①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者いずれかに該当する者をいう。

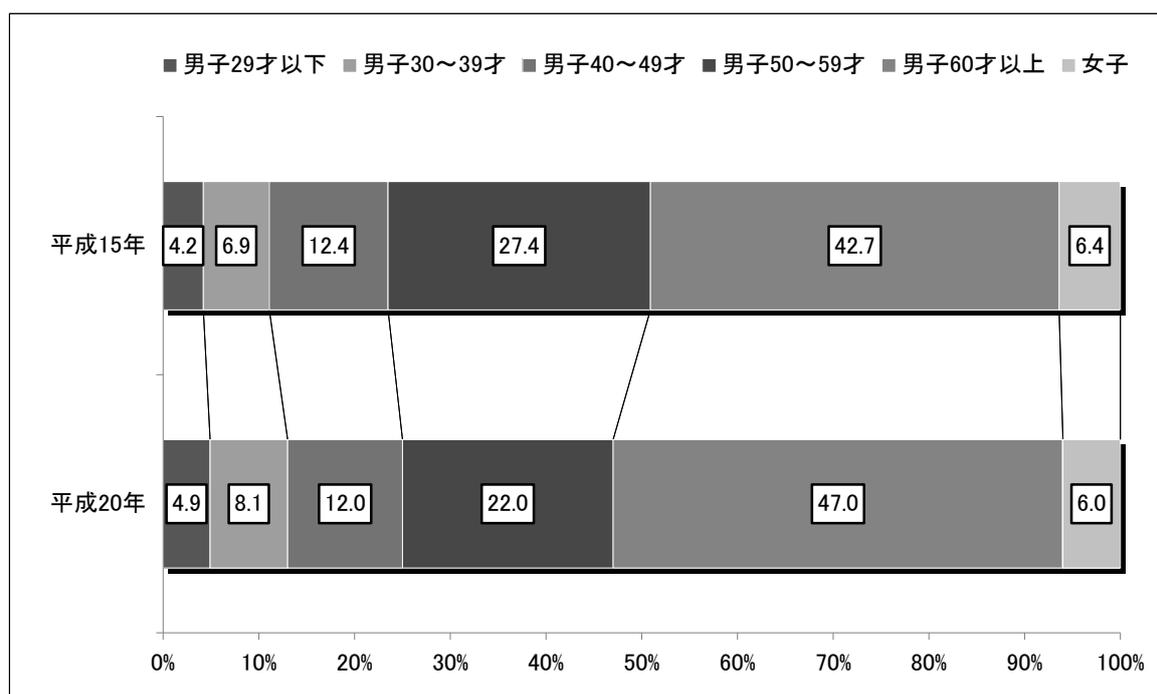
第10表 性別・男子年齢別漁業就業者数

単位：人数

性別・年齢別階層		漁業就業者数		構成比		増減率
		平成20年	平成15年	平成20年	平成15年	
総数		4,905	5,824	100.0	100.0	△ 15.8
男子	29才以下	242	242	4.9	4.2	0.0
	30～39才	398	401	8.1	6.9	△ 0.7
	40～49才	588	725	12.0	12.4	△ 18.9
	50～59才	1,077	1,598	22.0	27.4	△ 32.6
	60才以上	2,307	2,487	47.0	42.7	△ 7.2
	計	4,612	5,453	94.0	93.6	△ 15.4
女子		293	371	6.0	6.4	△ 21.0

漁業就業者数の構成比比較

(単位：%)



4 漁船の隻数

漁業経営体が保有する漁船の隻数は、4,136隻で前回調査と比べて616隻減となっており、種類規模別にみると、無動力漁船を除いて、減少しています。

第11表 漁船種類別・規模別漁船隻数

単位:隻

種類・規模		隻数		構成比		増減率
		平成20年	平成15年	平成20年	平成15年	
総数		4,136	4,752	100.0	100.0	△ 13.0
無動力漁船		56	52	1.4	1.1	7.7
船外機付漁船		1,209	1,411	29.2	29.7	△ 14.3
動力漁船		2,871	3,289	69.4	69.2	△ 12.7
内訳	3トン未満	870	1,053	21.0	22.2	△ 17.4
	3～5トン	1,163	1,328	28.1	27.9	△ 12.4
	5～10トン	552	567	13.3	11.9	△ 2.6
	10～20トン	248	256	6.0	5.4	△ 3.1
	20～50トン	2	5	0.0	0.1	△ 60.0
	50トン～100トン	5	14	0.1	0.3	△ 64.3
	100トン以上	31	66	0.7	1.4	△ 53.0

5 市町村別主要項目

市町村名	経営体数			漁業就業者数			漁船の隻数		
	平成20年	平成15年	増減率	平成20年	平成15年	増減率	平成20年	平成15年	増減率
高知市	70	148	△ 52.7	161	381	△ 57.7	95	210	△ 54.8
室戸市	340	393	△ 13.5	578	757	△ 23.6	381	456	△ 16.4
安芸市	47	86	△ 45.3	105	139	△ 24.5	75	133	△ 43.6
南国市	45	19	136.8	62	42	47.6	53	47	12.8
土佐市	114	151	△ 24.5	225	312	△ 27.9	166	239	△ 30.5
須崎市	370	401	△ 7.7	666	701	△ 5.0	720	762	△ 5.5
宿毛市	213	263	△ 19.0	497	539	△ 7.8	452	559	△ 19.1
土佐清水市	472	508	△ 7.1	642	794	△ 19.1	579	628	△ 7.8
四万十市	112	74	51.4	116	85	36.5	159	103	54.4
香南市	118	81	45.7	168	151	11.3	169	147	15.0
東洋町	94	103	△ 8.7	201	225	△ 10.7	124	126	△ 1.6
奈半利町	53	51	3.9	102	79	29.1	65	60	8.3
田野町	18	20	△ 10.0	29	22	31.8	20	22	△ 9.1
安田町	25	38	△ 34.2	39	66	△ 40.9	36	56	△ 35.7
芸西村	7	6	16.7	28	17	64.7	25	11	127.3
中土佐町	142	191	△ 25.7	189	261	△ 27.6	180	218	△ 17.4
四万十町	73	87	△ 16.1	98	145	△ 32.4	102	115	△ 11.3
大月町	195	243	△ 19.8	432	569	△ 24.1	365	423	△ 13.7
黒潮町	253	295	△ 14.2	567	539	5.2	370	437	△ 15.3
県計	2,761	3,158	△ 12.6	4,905	5,824	△ 15.8	4,136	4,752	△ 13.0

◆利用上の注意

1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施しました。

2 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省 統計・情報センター 調査員
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所	
			自計申告調査またはオンライン調査

3 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体を調査対象としました。

（調査対象 19 市町村）

高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・香南市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・中土佐町・四万十町・大月町・黒潮町

4 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

5 調査期日

平成20年11月1日現在で実施

6 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計申告調査の方法により行いました。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとりました。

7 数値及び記号の表示

(1) 数値

数値は四捨五入しているため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合があります。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりです。

「－」は事実のないもの、調査を欠くもの、事実不詳のもの

「x」は秘密保護上数値を公表しないもの

8 問い合わせ先

高知県総務部統計課

経済統計グループ

TEL (088) 823-9345

◆ 用語等の解説

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業の種類	
主とする漁業の種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
地方選定漁業種類	都道府県別に重要な漁業種類を独自に細分化・選定したものをいう。 (注) 高知県の地方選定漁業種類を参照のこと。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

	<p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計

第2種兼業	よりも大きかった場合をいう。 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
大海区 (太平洋南区)	水産統計の表章単位で、全国の海域を9区分している。そのうちの太平洋南区は、和歌山県と三重県の境界から鹿児島県と宮崎県の境界までの範囲をいう(大海区分図を参照のこと)。

(注) 高知県の地方選定漁業種類

大海区名	太平洋南区	都道府県名	高 知	
全国漁業種類名		全国漁業種類番号	地方選定漁業種類名	地方選定漁業種類番号
まき網	中・小型まき網	111	巾着網1そうまき網	901
			その他のまき網	902
釣	その他の釣り	131	さば釣り	903
魚類養殖	ぶり類養殖	137	ぶり養殖	904
			かんぱち養殖	905
	その他の魚類養殖	141	しまあじ養殖	906